



学力向上を目指して

佐渡総合教育センター所長 小林 祐 玄

「せめて数値としての学力を全国平均にまで高めたい。」と切り出した途端「そうじゃない。学習意欲が先だ。」という反論が返ってきてそうです。しかし、学力と意欲は対立する概念でしょうか。

ところで、私が考える「学力向上」具体策は次の2点です。

まず、授業の工夫・改善です。無能な教師はダラダラと子どもをしかり、普通の教師はくどくどと説明をする。しかし、有能な教師は子どもの心に灯をともしともわれています。よい授業をするのが一番です。

次に、学習習慣の形成です。各家庭に帰っても予習、復習などを継続的に行うことによって学習内容が定着し、身に付きます。継続的な家庭学習をすることが大事です。

この2つの策を効果的に実施するためには、次のような条件整備をする必要もあります。それは、目的意識の醸成、学習環境の整備、人員の増員、家庭・地域との連携などです。

ところで、中学校区計画訪問という事業が何年も前から実施されています。

この事業では、自校または各中学校区の児童・生徒の学力の分析と課題を明確にし、改善していくための具体的方策と具体的評価基準を定め、教育実践を進めていくという事業にするべきだと思っています。

本当の学力とはそんなものではないと声高に言う前に、せめて、数値としての学力だけでも全国平均にしてみませんか。

「本当の学力」論争はその後でもよいのではないのでしょうか。

調査問題や資料の活用を

下越教育事務所佐渡市担当指導主事 原 功 治

今年度の全国学力・学習状況調査の結果が8月下旬に各学校に送られました。各学校で結果について分析・対応を進めていることと推察します。3回目となる全国調査であり、児童生徒の意識調査や学校調査項目との相関等、比較できる資料が豊富に用意されています。

この調査結果を活用し「分かる授業」づくりを一層進めるよう10月に県教委から通知が出されました。9月の通知に続き、「調査を活用した取組」を参考にしよう記されています。その中で、「全国学力調査は小学校6年生、中学校3年生を対象としているが、調査問題のうち対象学年及び下学年部分を活用し、児童生徒の学力の定着状況を把握する」ことを求め、国語・算数数学の問題と対象学年の一覧表が電子データで各校に送られました。

また、各校にメール送信された一覧表とは別に、対象学年・教科別に19年度からの問題をまとめたものがCDに収められて委員会に1枚送られてきています。各学校から要請があれば、提供することになっています。学期末や年度末にそれぞれの対象学年で利用し、基礎学力の確かな定着を図る取組にすることが考えられます。

8月に国立教育政策研究所から冊子「全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における取組事例集」が、同所教育課程研究センターからはリーフレット「全国学力・学習状況調査小学校（中学校）の結果を踏まえた授業アイデア例」が配布されています。学校としての取組、授業改善の資料として参考にしてください。

中学校区訪問 ～新たな小・中連携～

下越教育事務所佐渡市担当指導主事 本間 健人

各学校が保護者や地域の声を生かすアンケートや学校関係者評価委員会を有効に活用し、保護者や地域の人々と連携・協力して教育を進めていることに感謝申し上げます。

それぞれの中学校区では小・中連携した各地区共通課題を設定し課題解決に取り組み成果を上げています。

特に、中一ギャップ解消プログラムの解消に向けた人間関係能力の育成に力を入れている中学校区が多く見られます。小学校で身に付けた基本的な日常生活における社会的スキルを基に、中学校ではより複雑な状況を適切に乗り切るための社会的スキルの獲得を図る連携が中心となっています。

今後、学校改善に向けた学校評価の効果を高めるには、共通の課題を基に評価規準を設定した上で課題解決に取り組み、その結果を保護者や学校関係者だけでなく、各校の教職員が相互の取組の評価をする場を設定することが効果的と思われます。

教職員が学校を評価する際の最も重要な視点は、児童生徒の学校生活の状態と授業の様子です。現在の中学校区訪問では運営協議会と授業公開が中心となっていますが、授業を中心とした学校内の様子を1日または半日参観してもらい、評価して得られた結果を自校の学校評価に取り入れることにより客観的な資料となります。

学校教育における教育の専門家は教師です。教師の専門性を生かした学校評価は、学校教育の課題や問題点を十分に理解した評価を行うことが可能です。各校の教職員が行う自己評価に、共通課題の取組に対する学校間相互の評価を取り入れることにより小・中の連携がより有効に働くとと言えます。



危険等発生時対処要領

管理主事 児玉 勝巳

「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）を作成するものとする。」

この条文は、今年の4月より施行の学校保健安全法第29条1項で、いわゆる危機管理マニュアルの学校での作成が義務化されました。

各学校では以前から、いろいろな場合を想定したマニュアルが作成されていますが、マニュアルがうまく機能するよう常に見直す必要があります。訓練等実施後には必ず、不備なところがあれば修正してください。

訓練はややもすると、子どもたちが行動するところからの実施になりがちですが、職員が管理職に通報するところまでも訓練に含め、その内容もマニュアルに明記することが重要です。

一学期いじめ・不登校調査の結果から

教育指導主事 濱田 毅

調査のご協力有り難うございました。

いじめの認知件数は、小学校で7件、中学校は0件でした。これは、昨年同期に比べ、10件（小6、中4）の減少でした。

数は減ってはいるものの、初期対応のまずさから、問題を長引かせたり、大きくしたりする事例も出ています。指導については十分な配慮をお願いします。

不登校(30日以上欠席)は、小学校5件、中学校20件の25件でした。内24名が前年度からの継続です。管内の不登校の発生率を減少させるには、継続している児童生徒をいかにして再登校に向かせるかにかかっています。

県全体でも不登校児童生徒が増えていることからしても、各学校において校内の教職員間の協力、指導体制を生かし、更に一層きめ細かな支援をお願いしたいと思います。